

（趣旨）

第1条 本要綱は、名古屋市上下水道局所管の土木工事（以下「工事」という。）における工事請負契約約款第9条第3項の規定による工事現場への常駐義務の緩和及びそれに伴う現場代理人の兼務の試行についての取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1） 工事等 工事及び業務委託（作業現場が有る場合に限る。以下同じ。）をいう。
- （2） 代理人 工事等における現場代理人をいう。
- （3） 現場 工事における工事現場及び業務委託における作業現場をいう。
- （4） 少額随契 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定に基づき契約を行うものをいう。
- （5） 緊急随契 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定に基づき契約を行うものをいう。

（適用）

第3条 本要綱は、設計図書に「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書（土木工事）」が添付されている工事についてのみ適用する。

（常駐義務の緩和及び兼務）

第4条 次に掲げる全ての要件に該当する場合には、代理人の常駐義務を緩和し、1件あたりの請負金額が4,000万円未満の工事の代理人は、他の業務委託又は他の請負金額が4,000万円未満の工事の代理人を、当該工事を含めて2件まで兼務することができるものとする。ただし、少額随契1件（各号の要件を満たす場合に限る。）又は緊急随契1件（第1号、第3号及び第9号の要件を満たす場合に限る。）の代理人は、別に兼務することができるものとし、1人の代理人が計3件まで兼務できるものとする。

- （1） 現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、連絡体制が確保されていること。
- （2） 兼務に係る全ての工事等が代理人の常駐を義務付けていないこと。
- （3） 兼務に係る全ての工事等の現場で安全管理の不徹底や事故が発生していないこと。
- （4） 兼務に係る全ての工事等の監督課公所が同一であり、かつ全ての工事現場が同一区内（名古屋市外の場合は、同一市町内）又は全ての工事現場が直径10kmの円内にあること。
- （5） 兼務に係る工事が名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱に定める調査の対象でないこと。
- （6） 兼務に係る工事の契約日前12月以内に、受注者が請負工事成績評定要領に基づく

65点未満の成績評定をとっていないこと。

(7) 兼務に係る工事等が複数の監督課公所にまたがる工事等でないこと。

(8) 兼務に係る工事が単価契約工事でないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、発注者が兼務を承認することが適当でないとする場合でないこと。

2 前項の規定に関わらず、請負金額が4,000万円以上の工事の代理人は、少額随契1件（前項各号の要件を満たす場合に限る。）又は緊急随契1件（前項第1号、第3号及び第9号の要件を満たす場合に限る。）の工事の代理人を兼務することができる。

3 次に掲げる常駐義務のない期間についても、前2項の兼務の件数に含むものとする。

(1) 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間。（測量、立会、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間をいう。）

(2) 工事請負契約約款第19条の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。

(3) 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く）、事務手続、後片づけ等のみが残っている期間。

（承認）

第5条 受注者は、前条の規定に基づき代理人に工事等を兼務させようとする場合は、兼務に係る全ての工事について、現場代理人兼務承認願（様式1-1。以下「承認願」という。）を提出し、承認を求めるものとする。

2 発注者は、受注者より承認願が提出された場合は、前条の要件に照らして承認するかどうかを決定し、現場代理人兼務の承認について（様式1-2）により受注者へ通知するものとする。

（兼務の場合の措置）

第6条 前条の規定により兼務が承認された場合には、代理人は、現場における連絡体制の確保のため、次の措置をとるものとする。

(1) 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、監督員にその所在を明確に示すこと。

（兼務に係る工事等の現場間を移動している時間や発注者等との打ち合わせに係る時間等は除く。）

(2) 現場管理のため、1日に1回以上は兼務に係る全ての工事現場に駐在し、その結果を記録し、監督員から求められた場合は提示すること。

(3) 現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、連絡員を配置し、監督員と直ちに連絡が取れる体制を構築すること。

（取消し）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、現場代理人兼務の承認について（様式1-2）により兼務の承認を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条第1項各号（緊急随契においては同項第1号、3号及び第9号に限る。）の要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条の措置が十分とられていないと発注者が認めたとき。

（代理人の再配置）

第8条 発注者は、前条の規定により兼務の承認を取り消した場合は、指定する工事等において直ちに新たな代理人を配置するよう指示するものとする。この場合において配置

される新たな代理人は、他の工事等の代理人と兼務することができないものとする。

2 発注者は、受注者が前項の指示に従わないときは、新たな代理人の配置がなされるまでの間、工事等を中断させることができるものとする。

(代理人の常駐義務緩和に基づく損害)

第9条 この要綱の規定に基づき、代理人が工事等を兼務している場合において、代理人が駐在していないことにより現場で事故等が発生し、第三者に損害を与えた場合は、受注者は、そのすべての責任を負うものとする。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

### 現場代理人兼務承認願

年 月 日

名古屋市上下水道局長

(申請者名称)

下記の工事について、名古屋市上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要綱(土木工事)の定めにより、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障を及ぼさず、かつ、発注者との連絡体制を確保しますので、現場代理人の兼務を承認願います。

なお、この現場代理人については、届け出た工事及び業務委託以外には一切従事しないこと、届け出た工事及び業務委託以外のものを兼務しようとする時は新たに兼務承認願を提出すること、また、現場の体制に不備が発生した場合など同要綱の条件に反した場合には現場代理人の兼務を中止しすみやかに新たな現場代理人を配置することを誓約します。

また、現場代理人不在時の連絡員は、現場に常駐し、適切な現場管理・安全管理が出来る者を配置します。

件名	
工事場所	
請負代金額	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
現場代理人氏名 連絡先	TEL( ) -
現場代理人不在時 の連絡員(地位)	TEL( ) -

現場代理人 不在時の体制	
-----------------	--

## 現場代理人を兼務する工事・業務委託

件名	
工事場所 (業務委託場所)	
請負代金額 (委託代金額)	
工期 (業務期間)	
監督課公所	
担当監督員氏名	

件名	
工事場所 (業務委託場所)	
請負代金額 (委託代金額)	
工期 (業務期間)	
監督課公所	
担当監督員氏名	

以下の条件を満たしています。(内容確認のうえ、チェックすること)

- 全ての工事等の監督課公所が同一であり、兼務する工事現場が同一区内(名古屋市外の場合は、同一市町内)または全ての工事現場が直径10kmの円内にあること(この場合には直径10kmの円内にあることがわかる図面を添付してください。)。ただし業務委託を兼務する場合は、距離の制限は設けない。
- 全ての工事等が現場代理人の常駐を義務付けていない。
- 全ての工事が名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱に定める調査対象ではない。
- 兼務しようとする工事等の契約の日の前12か月以内に、請負工事成績評定要領に基づく65点未満の成績評定をとっていない。

現場代理人兼務の承認について

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

年 月 日付提出のありました下記の工事の現場代理人の兼務について

件名	
工事場所	
請負代金額	
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
現場代理人氏名	

現場代理人の兼務を承認する。

なお、名古屋市上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要綱(土木工事)に定める要件に反した場合には、現場代理人の兼務の承認を取り消すので、すみやかに新たな現場代理人を配置すること。配置できない場合、工事の中断の対象となり、また名古屋市上下水道局工事請負契約約款上の義務違反となる場合があります。

現場代理人の兼務を承認しない。

(理由)

現場代理人の兼務の承認を取り消す。

(理由)